

○常滑市ブロック塀等除却費補助金交付要綱

令和5年3月30日要綱第22号
令和6年7月1日要綱第76号 改正

常滑市ブロック塀等除却費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ブロック塀等の除却工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市民の生命、身体及び財産を地震等による災害から保護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び市が管理する一般の用に供する道路をいう。
- (2) 公共施設等 国、地方公共団体その他市長が認める者が所有する施設であって、多数の者が利用するものをいう。
- (3) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、組積造（れんが塀、石積塀等）の塀（門柱を含む。）で、道路からの高さ（土留め部分を除く。）が1メートル以上のものをいう。
- (4) 一団の土地 土地利用上、一体の土地として利用することが可能なひとまとまりの土地をいう。

(補助対象物)

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象物」という。）は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 市内に存するものであること。
- (2) 道路及び公共施設等の敷地との境界から2メートル以内で敷地境界と並行に設置されたものであり、自己点検等による診断の結果、安全性に欠けるものであること。
- (3) 個人又は法人が所有するものであること。
- (4) 一団の土地上の塀で、過去にこの要綱による補助金又はこれに準ずるものの交付を受けていないこと。
- (5) 公共事業の補償対象でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 補助対象物の所有者
 - イ 居住する家屋と同一敷地内にある補助対象物の所有者の同意を得た者
 - ウ アと同等の権利を有する者

- (2) 市税の滞納がない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有しない者
- （補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のすべてを満たす工事とする。

- (1) 補助対象物の全てを除却、運搬及び処分する工事（以下「除却工事」という。）であること。
- (2) 第9条に規定する交付の決定後に着手する工事であること。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の費用から消費税及び地方消費税相当額を控除した額とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費又は補助対象物の延長（1メートル未満の端数ある場合は、これを切り捨てる。）に1メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額とし、15万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の実施に関する契約を締結する前に、常滑市ブロック塀等除却費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に2部（正本及び副本）提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2）
- (2) 補助対象物の所有を確認できる書類の写し
- (3) 除却場所の案内図
- (4) 除却工事の内容を表した図面（長さ、高さ、除却範囲がわかるもの）
- (5) 除却前の写真（複数の方向から撮影したもの及び安全性に欠ける部分がわかるもの）
- (6) 除却工事費の見積書の写し（補助対象事業に関するもので、施工業者等の記名があるものに限る。）
- (7) 自己点検チェック表（別紙1）
- (8) 市税納税証明書（市税の滞納がないことの証明書）
- (9) 補助金を代理人が受領する場合 同意書（様式第3）
- (10) 第4条第1号イに該当する場合 所有者が補助対象物の除却について同意していることが確認できる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、受理後30日以内にその内容を審査し、その結果を、常滑市ブロック塀等除却費補助金交付・不

交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、必要があるときは条件を付することができる。

（申請内容の変更）

第10条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第8条の規定による申請内容を変更しようとする場合は、常滑市ブロック塀等除却費補助金変更承認申請書（様式第5）に変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（変更の承認）

第11条 市長は、前条の規定による変更申請を受理した場合は、受理後30日以内にその内容を審査し、その結果を、常滑市ブロック塀等除却費補助金変更認定・不認定通知書（様式第6）により交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 交付決定者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、常滑市ブロック塀等除却費補助金交付申請取下げ届（様式第7）を、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 交付決定者は、除却工事が完了したときは、常滑市ブロック塀等除却工事完了実績報告書（様式第8）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 除却工事の契約書等の写し（交付決定後に契約したものに限る。）
- （2） 除却工事代金の領収書の写し（施工業者等の発行したものに限る。）
- （3） 除却工事完了後の全景写真（日付が記載されたものに限る。）
- （4） その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の書類は、当該工事の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（交付金額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告書を受理した場合は、その内容を検査し、交付する補助金の額を確定し、常滑市ブロック塀等除却費補助金交付確定額通知書（様式第9）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の交付を請求するときは、常滑市ブロック塀等除却費補助金交付請求書（様式第10）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の書類は、前条の規定による通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は通知を受けた日の属する年度の3月7日（土日祝日の場合は前開庁日）のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

ただし、同意書の提出により代理人を定めた場合は、代理人に対して補助金を交付するものとする。この場合において、市長は常滑市ブロック塀等除却費補助金代理交付通知書（様式第11）により、申請者に対してその旨を通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1） 虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容や条件又はこの要綱その他法令に違反したとき。
- （3） その他市長が補助金の交付を不適當と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、常滑市ブロック塀等除却費補助金交付（一部）取消通知書（様式第12）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対して、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた者は、速やかにその返還をしなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月1日要綱第76号）

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。